

住宅リフォーム補助金事業工事内容一覧

住宅リフォームの工事内容を掲載します。一覧に記載の無い工事については個別にご相談ください。

補助対象となる工事

対象となる工事	工 事 内 容
木工事	天井・壁・床の修繕、間取り替え等
屋根工事	屋根葺き替え、雨漏り修理、雨樋取替え等
外装工事	サイディング工事、吹付工事、コーキング補修等
サッシ工事	玄関ドア取替え、サッシ取替え、ガラス工事等
内装工事	クロス貼替え、クッションフロア貼替え、畳替え等
建具工事	建具取替え、襖貼替え、建具金具の取替え等
左官工事	京壁塗り替え、タイル張替え、モルタル補修等
塗装工事	屋根塗り替え、外部・内部塗装等
電気工事	スイッチ・コンセント・電灯の増設、回路・アンペアの増設等
設備工事	住宅設備は、システムキッチン等建物のリフォーム工事に伴って発生する設備に限る。設備製品等のみ ^の 取替、新設は対象にならない。

補助対象とならない工事

- (1) 外構(フェンス、塀、舗装、植栽、雨水排水等)工事
- (2) 車庫、物置等の工事
- (3) 建物のリフォームを伴わない下水道、合併処理浄化槽工事
- (4) 太陽光発電の設備工事
- (5) 耐震改修工事
- (6) シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬品散布・塗布
- (7) ハウスクリーニング、排水管清掃等
- (8) 申請者が自ら行うリフォーム工事
- (9) 消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置・住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器
- (10) 次に掲げる電化製品等(移動が比較的容易であり、単体で機能を発揮できる製品)の購入及び設置
テレビ、冷蔵庫、食器洗浄機、電子レンジ、オーブンレンジ、炊飯器、照明器具(後付型)、ガスコンロ
IHクッキングヒーター、扇風機、冷風機、ファンヒーター、電気ヒーター、洗濯機、洗濯乾燥機、カーテン
ジュータン、その他これらに類するもの。

《注意事項》

原村住宅リフォーム促進事業補助金以外で、国、県及び村から補助、融資を受けることができる工事は対象外となります。

例) 長野県・原村で実施している主な住宅補助金事業

長野県: 「信州型エコ住宅・環の住まい整備推進事業」

原 村: 「住宅耐震改修事業」「障害者等地域生活支援事業」

「高齢者・身体障害者住宅改良促進事業」「介護保険事業」